

工事特記仕様書（現場説明書）

1 適用範囲

本特記仕様書は下記の工事に適用する。

- (1) 工事件名 : 津屋崎中学校校舎増築 1 期工事
- (2) 工事箇所 : 福津市津屋崎 1 丁目 5 番 1 6 号 (津屋崎中学校) 地内
- (3) 工 期 : 契約の効力発生日の翌日から令和 1 0 年 2 月 2 9 日まで

2 学校との連絡調整

工事に先立ち、学校及び監督員と工事実施内容・始期・仮設物の設置等について協議を行うこと。
また、工事実施中には学校と連絡調整を行い、協議が必要な場合は、事前に監督員へ報告し、関係者で工程等を共有した上で進めること。

3 工事施工の制限等

- (1) 安全対策に万全を期して施工すること。工事敷地内の徐行運転、公道における法定速度内運転等について、工事関係者に周知徹底すること。
- (2) 校地内工事のため、児童生徒の学校活動や教育活動等に支障が出ないように配慮すること。
- (3) 騒音・粉塵等が出る作業は事前に学校及び監督員と協議を行い、授業等の学校活動や近隣住民への影響に配慮し、適切に養生等による対策を講じたうえで施工すること。
- (4) 学校施設等を破損・汚損させないように十分に養生を行うこと。また、万が一損傷させた場合は、直ちに学校及び監督員に連絡し対応について協議すること。
- (5) 必要に応じて現場周辺に工事、安全対策の表示、誘導看板及び誘導員を設置すること。
- (6) 工事関係車両については、駐車スペースを受注者の責により確保すること。また、無断で付近の道路や空き地等に駐車しないこと。
- (7) 工事の作業時間については、学校と十分に協議し通学時間等を考慮した時間帯とすること。
- (8) 学校敷地内は禁煙のため、遵守するとともに、工事関係者に周知徹底すること。また、学校関係者や近隣住民へ配慮するため、学校敷地外であっても校門付近や外周道路付近での喫煙は慎むこと。

4 品質管理・保全に関する資料作成

各仕様書や図面に示した特記仕様書に基づき、高耐久且つ高品質な構造物を築造することを念頭に品質管理を行うこと。なお、本工事対象物の維持管理性やトレーサビリティを確保するため、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 7 年度版）による保全に関する資料を、次の資料により対応し、提出すること。

- (1) 使用材料やメーカー名を竣工図仕上げ表へ明記。
- (2) コンクリート構造物における調合、打設日、打設箇所、プラント名を図示した資料作成。
- (3) 学校関係者にも分かり易い施設維持管理マニュアルの作成を行い、引き渡し後、教職員に対して取扱説明を行うこと。

5 監督員事務所

30人程度での打ち合わせが可能なスペースを設けること。打合せ出席者は受注者（下請け業者含む）、発注者、監理者、関連工事受注者を想定すること。

備品については、机、いす、書棚、カタログ、行事予定表、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除用具、パソコンからの印刷出力が可能な機器等を設置し、現場見学者用の保護帽、安全帯を備えること。

6 工事用水及び工事用電力

本工事に要する給水及び電気は工事用仮設とし、各管理者と協議の上、引き込むこと。また、使用料等は受注者の負担とし、各供給事業者に直接支払うこと。なお、状況に応じ、出入口付近には、工事車両清掃用の仮設給水を設置すること。

7 補償・賠償

- (1) 第三者に及ぼした損害に係る補償費の負担割合については、工事請負契約約款第 29 条（第三者に及ぼした損害）に基づき、被害が生じた事由などを勘案し、市と受注者で協議、確認のうえ決定するものとする。ただし、補償費総額が請負金額（請負金額が変更されたときは、変更後の請負金額）から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額に 100 分の 1 を乗じて得た額以下である場合は、工事請負契約約款の第 29 条の規定にかかわらず、受注者が補償費総額を負担するものとする。
- (2) 事業損失防止調査（事前調査）の成果が粗雑などの理由で被害の認定が困難となった場合は、受注者の責任で被害の解決に当たるものとする。
- (3) 第三者に対する窓口は受注者が行うものとする。
- (4) 受注者は、第三者に及ぼした損害に係る補償事務全般の処理に当たっては、公正かつ迅速な処理に努めなければならない。
- (5) 補償費の第三者への支払いは受注者が行うものとし、その支払い後補償費のうち市の負担額を市に請求するものとする。
- (6) 補償・賠償の対象となる期間は、民法第 724 条〔損害賠償請求権の消滅時効〕に定める期間とする。
- (7) 事業損失確認調査（事後調査）に係る費用は受注者の負担とする。

8 建設発生土処理

- (1) 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出予定で設計している。
 - 搬 出 先：株式会社木村組
 - 搬 出 先 住 所：宗像市吉田字轟 23 番 1 外
 - 片道運搬距離：12.0km
- (2) 再資源利用促進計画書を作成し、施工計画書と併せて提出すること。
- (3) 工事発注後に上記の指定より変更がある場合は、速やかに監督職員と協議のうえ、搬出先を変更すること。また、搬出先変更に伴う運搬距離も併せて変更とする。

9 受注者間の相互協力

隣接工事がある場合は、隣接する受注業者と連絡・工程調整を密に図り、学校関係者や地域住民、通過交通等公衆に迷惑を及ぼすことのないよう十分に配慮すること。

○同時期に施工を予定している工事

- ① 津屋崎中学校校舎増築準備・職員室等改修工事 (令和8年6月～10月)
- ② 津屋崎中学校トイレ洋式化改修工事(2期工事) (令和8年7月～12月)
- ③ 津屋崎中学校特別支援教室改修工事 (令和8年9月～令和9年1月)

10 近接工事に伴う経費の調整

この工事が他に発注する同一工事区域内の工事、又は工事区域が近接する工事と工期が重複する場合で同一業者が落札したときは、契約締結後変更により共通仮設費・現場管理費及び一般管理費を調整する。

以下空白